

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年4月24日

新潟県公安委員会

委員長 櫻井 香子

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	本部長が専決できる事務	種別	本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係	(1)～(57) (略) (57)の2 <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「風営適正化法施行規則」という。）第6条の4第1項の規定による聴聞決定予定日の通知（第74条の3において準用する場合を含む。）</u> (57)の3 <u>風営適正化法施行規則第6条の4第2項の規定による聴聞決定予定日を記載した通知書の交付（第74条の3において準用する場合を含む。）</u> (58) <u>風営適正化法施行規則第10条第2項の規定による許可の通知（第78条第2項において準用する場合を含む。）</u>	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係 (1)～(57) (略) (58) <u>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「風営適正化法施行規則」という。）第10条第2項の規定による許可の通知（第78条第2項において準用する場合を含む。）</u> (59)～(83) (略)	
(略)		(略)	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。